別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））

1　特例企業会計基準等適用法人等以外の者について

［表略］

2　特例企業会計基準等適用法人等について

項目	記載する事項
一法号第に百係三る十細条目第	一　第八十六条の二第三項第一号に規定する額 二　第八十六条の二第三項第二号に規定する額 三　第八十六条の二第三項第三号に規定する額 四　第八十六条の二第三項第四号に規定する額 五　その他金融庁長官が定める額 六　法第百三十条第一号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額
細法目第百三十条第二号に係る	一　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額 二　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、当該契約に係る額（九に規定する額を除く。） 三　第八十八条第二号に規定する額 四　第八十八条第三号に規定する額 五　第八十八条第四号に規定する額 六　生命保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第五号に規定する額 七　第八十八条第六号に規定する額 八　第八十八条第七号に規定する額 九　損害保険契約を有する場合にあっては、第八十八条第一号に規定する額のうち、金融庁長官が定める額

別表（第五十九条の三第一項第三号ハ関係（保険会社連結））

［同左］

［加える。］

別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））

1　特例企業会計基準等適用法人等以外の者について

［表略］

2　特例企業会計基準等適用法人等について

項目	記載する事項
八法の第二二第百一七号十に一	一　第二百十条の十一の三第三項第一号に規定する額 二　第二百十条の十一の三第三項第二号に規定する額 三　第二百十条の十一の三第三項第三号に規定する額 四　第二百十条の十一の三第三項第四号に規定する額 五　その他金融庁長官が定める額 六　法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額のうち、一から五までに掲げるもの以外のものの合計額

別表（第二百十条の十の二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））

［同左］

［加える。］